

指定構造計算適合性判定機関の指定申請に係る審査基準

制定 平成 21 年 3 月 19 日

住安第 418 号

1 趣旨

静岡県知事が、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 18 条の 2 第 1 項の規定による指定構造計算適合性判定機関を指定（以下「指定」という。）する場合の基準及び取扱いは以下のとおりとする。

2 基準

(1) 法

(2) 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。）

(3) 建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。）

(4) 建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成 11 年建設省令第 13 号。）

(5) 指定構造計算適合性判定機関指定準則（平成 27 年 3 月 2 日付け国住指第 4540 号。以下「準則」という。）

3 準則の取扱い

建築基準法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 54 号）の施行の際に当該指定構造計算適合性判定機関の役職員が代表者の地位を占める企業、団体等（過去二年間に代表者の地位を占めていた企業、団体等を含む。）が設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物の判定について、常勤（判定の業務を行う専任の職員で、かつ、判定の業務に週 3 日以上従事する者をいう。）の構造計算適合性判定員が最終的な判定を行う体制となっている場合に限り、準則第 3 三の規定におけるトは適用しない。

附 則

この基準は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 5 月 14 日 住安第 1016 号）

この基準は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 5 月 10 日 住安第 1013 号）

この基準は、公布の日から施行する。